

< 本町の財政調整基金及び起債について >

財政調整基金とは年度によって生じる財源の不均衡を調整するための積立金で、言わば地方公共団体の貯金のことです。地方公共団体は、経済不況等による大幅な税収減により収入不足が生じたり、災害の発生等、不測の事態により多額の支出が余儀なくされることもあるため、財源に余裕のある年度に積立をしておくことが必要です。

本町の平成 24 年度末における基金残高見込みは 28 億 7,295 万 1 千円で、町の人口一人当たり（平成 25 年 3 月 1 日現在の人口 11,693 人）に換算すると 24 万 6 千円となります。これは本町の主要事業である学校再編整備や火葬場建設等で多額の支出が見込まれるため、予算執行時における経費の精査等で生じた歳出不用額を、安易に他の経費に振替えることなく積立ててきたこと等による成果です。今後はこれまで留保してきた財政調整基金の大きな取崩しが想定されますが、財政の健全性を保つべく基金の適切な運用について努めてまいります。

起債とは、地方公共団体が地方自治法第 230 条により起債の目的、限度額、方法等を定め実施する地方債発行のことを言います。町が起こす起債は町債と呼ばれ、公共施設の整備等で一度に多額の支出が生じる場合に、国や金融機関等から借入れる借入金（借金）で、その返済が 2 年以上に渡るものです。原則、将来に渡って必要となる公共施設の建設財源として利用されます。返済を長期に渡って行うことで、地方公共団体の財政負担を平準化すると共に、住民負担の世代間公平を図る機能を持ちます。

本町の平成 24 年度末における起債残高見込は、一般会計、特別会計及び水道事業会計を合わせて、102 億 8,196 万円で、町の人口一人当たりに換算すると 87 万 9 千円となります。起債の種類によっては、その元利償還額の一部が地方交付税に算入されるものもありますが、将来世代の負担の軽減を図るため極力起債の発行を抑制し、起債残高の減少に努めてまいります。